

## 随意契約理由書

<b>件名</b>	西神・山手線放送中央装置自動放送処理部購入
<b>契約の相手方</b>	株式会社カンノ製作所
<b>根拠法令</b>	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>西神・山手線自動放送装置は、列車が安全・確実に運行するための重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持しなければならない。</p> <p>当該自動放送処理部は、列車運行状況に応じて、各駅ホームに適切な自動放送(接近放送等)の制御、出力を行う西神・山手線自動放送装置の主制御機器である。</p> <p>本件の自動放送処理部購入では、運用中機器の予備機の購入であり、運用中機器と同じ仕様でなければ動作保証できない。装置を開発・製作したメーカーによる環境構築及び、メーカーが独自に定めた基準による動作試験が必要であり他のメーカーでは技術的に不可能である。</p> <p>上記業務の条件を満たすことができるのは、西神・山手線自動放送装置の製作会社「株式会社カンノ製作所」だけである。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行なう。</p>	
<b>担当部署 (問合せ先)</b>	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)